

## 第12回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年3月9日(月) 15時10分から16時35分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長		山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理	(欠席)	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員		焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員		平山 文雄	委員
川波 康利	委員		平田 豊美	委員
田邊 直美	委員		神本 明彦	委員
山田 善悟	委員		倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員		前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員		矢野 榮	委員
熊本 福實	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和2年3月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第6号 農地等の利用の最適化に関する指針の策定について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

柿原 栄司 委員、 焼山 穂積 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和2年度第12回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。11番 柿原委員と12番 焼山委員にお願ひします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号10を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和2年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 令和2年3月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和2年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、8ページの調査書 番号1をご覧ください。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p>

議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、8ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について審議にはいりません。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は、申請地西側に隣接しているローソンに駐車場として、既に土地を貸しております。今回、その更新にあたり、来客用の駐車スペースが不足している為、申請人が駐車場として整備した上、ローソンに新たに貸し付ける計画となっております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、太刀洗駅から300m以内にある農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>以前は苗もののハウスがありましたが、現在は撤去してあります。地上げしたうえで駐車場にすると聞いています。舗装されるでしょうが、雨水は、道路に以前から側溝がありますので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理が体調不良で欠席ですので、私が代わりに補足説明をします。</p> <p>別に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
事務局	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>建設業を営んでいる譲受人は、申請地を造成し2区画の宅地分譲用地として販売する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>この土地は以前は木が植えてあって、畑では使われてなかったと思います。水道が無いため井戸を掘ると聞いています。排水は道路にあるため、そこに流すとのこと。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>補足説明は別にありません。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、下高場と申請地西側で運送業を営んでおります。隣地の〇〇番〇については平成24年に業務用の駐車場として転用されており、今回は事業の拡張と効率化を図るために申請地119㎡を露天駐車場として拡張する計画となっております。なお、平成27年ごろから砂利がひいてあり、始末書添付の上での転用の申請となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存敷地1,700㎡の二分の一を超えない範囲での転用であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>11ページの図を見ていただくと分かると思いますが、始末書付きの転用ということで、937㎡の2分の1までであれば許可がおりるとのことです。この雑種地と申請地はほぼ同じ敷地で雨水は右側にある道路の方に流れていくと思いますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>補足説明は、別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p>

	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は建設業を営んでおり、申請地を4区画の建築条件付き売買予定地として造成し、販売する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>ここで今回初めてとなる建築条件付き売買予定地について、ご説明させていただきます。</p> <p>従来、建売住宅として取り扱われていた分となりますが、一定の要件のもとに建築条件付き売買予定地としての転用が昨年より認められるようになっており、今回は筑前町農業委員会の議案としては初めてとなります。県内においても未だ数件ですが、今後取り扱いが多くなることが予測される転用内容です。簡潔に申し上げますと、従来は譲受人自身が建物を建てて販売していた建売住宅を、土地の造成した状態で売ることが可能となっており、宅地分譲に近い販売形態が可能となっております。</p> <p>ただし、幾つか条件があり…</p> <p>先ず、造成後に買い手が決まって、土地の売買契約締結後から3ヶ月以内に買主が建築契約を結ぶこと。そして3ヶ月以内に建築契約が結ばれない場合には、売買契約自体を無効とする内容を契約書に入れること。</p> <p>次に、造成後、一定期間以内に土地の売買、建築がなされない場合には譲受人自身が建物を建てるのが条件となっております。そのため、資金計画や転用計画は建物を含んだところで転用申請をすること、つまり建売住宅と同様の申請をすることとなっております。</p> <p>建築条件付き売買予定地の補足説明は以上です。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に、なすな保育園となかしま小児科内科医院があり、北側と西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>当初は、位置図の15ページにある図面で印鑑をもらいに来られました。今、事務局から説明がありましたとおり、1ヶ月後に条件付きの売買予定地としての印鑑を押しています。計画によりますと、前に大きな道がありましてその横に側溝を入れて、地上げをします。上下水、雨水の処理もきちんとされています。図面の下の方にある田んぼについての用水は、右側にあった道にそった用水路を残すかたちになります。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>補足説明は、別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p>

	<p>太陽光発電事業を行う譲受人は申請地の畑6, 317㎡に隣接する山林や雑種地3, 170㎡を合わせて、出力499.9kwの太陽光発電設備を設置し売電するための転用申請です。</p> <p>経済産業省の認定と九電との契約は締結されております。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、農用地区域外の農地で、周囲を農地以外の地目の土地に隣接、または段差により一体利用が困難であることから、周辺農地との集団性はなく農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模の区域内にある生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第4号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
5番	<p>ここは畑になっておりますが、何年も耕作してないところですよ。工事につきましても、泥水が周辺に流れないように十分配慮して、工事前に周辺住民と話をしてから工事をするように伝えていきます。</p>
10番	<p>この中に大きな木が生えているんですが、これを伐採して太陽光の設置をするとのことですよ。ちょっと小高い山になっており、全体的に造成するというのではなく、太陽光発電設備の低いところを少し上にあわせるとかして、高さを合わせるということで、あまり造成をするとかはないようです。先程、言われたように、工事の前には近隣住民と話をすることですので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>補足説明は、別にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、集合住宅2棟4戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。</p> <p>建物としましては、集合住宅2棟建設する計画となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第4号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>

18番	<p>ここは、去年隣にアパートが建ったところです。高さもほとんど同じですし、排水等も前の道にあるので問題はないと思います。</p>
議長	<p>補足説明は、別にありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>別紙資料の24ページをお開きください。</p> <p>24ページの事業計画書に記載してありますように、転用事業者は土地の所有者の子である〇〇となっております。子の成長に伴い、現在の住居が手狭となっているため、申請地に自己用住宅を建築する計画となっております。25ページに区長、農業委員、水利関係者の承諾があります。申出地の位置図は26ページとなっております。</p> <p>次に28ページをご覧ください。申請地は曾根田〇〇の東側の一部となっており、建物の位置は図面のとおりとなっております。なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員からご報告をお願いします。</p>
12番	<p>基盤整備された土地で、現在は畑として、使われています。地上げは20cm位されるそうです。下水道は前の道まで通してあります。雨水は前のU字溝に流して、上水道は引かれてないので自分で引かれるそうです。</p>
議長	<p>農振除外地ですが、一般的には基盤整備したところは転用が出来ないと言いますが、例外がありますので、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>原則、除外はできないところとなっていますが、事業が完了して8年経過したところで、なおかつ農業振興地域外に接続している辺が多いところに関しては、転用できるのであれば除外の可能性はあります。</p> <p>このスケジュールでいきますと、町からこの申請地を除外して問題ないかと農業委員会に意見を求められている状況です。このあと除外が終わるまでが、6か月から1年ぐらいかかることとなります。そのあともう一度転用については5条申請になると思いますが、この場で諮る事になりますので、そのころには水路等の事は、具体的な内容で資料をそろえて農業委員、事務局に提出していただくことになるとと思いますので、日照や水の流れの事で、現在で大筋問題が無ければいいんですが、細かいことについては、5条申請時に指示をするという流れになるとと思います。</p>
議 長	<p>議案第5号 番号1の筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局、担当委員の説明が終わりました。それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>議案第6号 農地等の利用の最適化に関する指針の策定について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください</p> <p>議案第6号 農地等の利用の最適化に関する指針の策定について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。理由 農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用に最適化に関する指針を策定する必要があるため、別紙の内容について審議を求める。</p> <p>1. 指針に定めるべき内容</p> <p>①区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標</p> <p>②区域内における農地等の利用の最適化の推進方法</p> <p>補足説明を致しますので資料の29ページをお開き下さい。</p> <p>まず、この指針の策定については、農業委員会において農地利用の最適化のための目標及び方法を決めるように法律になっており、具体的には29ページのような内容を記すようになっております。一つ目が遊休農地の発生防止・解消の目標と方法、二つ目が担い手への農地利用の集積集約化の目標と方法、三つ目が新規参入の促進の目標と方法となっております。</p> <p>現状に基づいて数字を仮で入れさせていただいておりますので、皆様で協議いただければと思います。</p> <p>では内容について、ご説明します。</p> <p>一つ目の遊休農地と二つ目の担い手への集積については、筑前町には非常に優秀で、新しい農業委員会制度で最適化推進委員を設置する必要のない市町村です。</p> <p>遊休農地については、現状の遊休農地2.8haのうち農振農用地である2.6haを目標としております。この中には農振農用地ではありますが、山林に隣接している耕作困難な箇所も含まれておりますが、今回は目標ですので、このように設定させていただこうと思っています。</p> <p>次に担い手への集積でございます。ここでいう担い手とは集落営農組織や認定農業者のことであり、こちらについては、先ほども触れましたが、皆様ご存じのとおり、指針にも載せておりますように92.2%という高い集積率となっております。</p> <p>毎月の利用権設定で新規・更新の審議をさせていただいておりますが、概ね今後も同じくらい</p>

<p>議 長</p>	<p>に推移していただくということで、かたち上ですけど年間500haずつ担い手への集積を目標に農業委員が農地の貸し借りの相談の時にでも対応していただければと思っております。</p> <p>最後に新規参入の促進です。過去3年間での実績をそのまま目標とさせていただきます。28年度3件、29年度2件、30年度1件の実績となっています。新規参入での農地の確保については、相談がある都度、希望する地区の農業委員さんを案内しております。今後も新規の方に相談にのっていただきたいと思っております。因みに目標をクリアしないからということで、何らかのペナルティがあるという訳ではございません。</p> <p>あくまで、農業委員会の目標設定となっております。</p> <p>議案第6号について、事務局の説明が終わりました。 ご質問やご意見はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>次第5 その他</p>
<p>事務局</p>	<p>次第6 今後の日程について</p>
<p>事務局</p>	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長よりお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>これもちまして、第12回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 35 終了</p>